

# 意見陳述書

2020年10月8日

福岡高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 鍋島典子

- 1 本訴訟の第1審である長崎地方裁判所佐世保支部は、人格権に基づき石木ダム建設工事および関連工事の差し止めを求めた控訴人らに対し、控訴人らが主張する各権利は認められないとして、請求を棄却しました。

一審判決はその記述が極めて不十分なため、控訴人らの主張をどのように理解し、いかなる理由で控訴人らが主張する各権利は認められないと判断したのか、理解に苦しむものであり、私どもは、一審裁判所は、控訴人らが主張している人格権に基づく差し止め請求の判断枠組みと異なる判断枠組みを用いたのかとすら考えるところです。

控訴審の第一回期日にあたり、人格権に基づく差し止め請求について、私どもの主張を再度述べさせていただきます。まずは私どもの主張をご理解いただきたいと思います。

- 2 人格権に基づく民事差し止め請求が認められるかの判断は、①請求の根拠となる権利が認められるか、②侵害行為の違法性が認められるか、③違法性の程度は差し止めを認めるほどのものか、という枠組みで判断されます。この際、②と③は、実際の場面では一体に判断されることが多いように理解しています。

そして、今日では、人格権が差し止め請求の根拠となる権利であることは自明であるうえ、②、③の行為の違法性判断について、最高裁が、「侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ

公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害の防止に関して採り得る措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察して決すべきものである」と判示していることはもはや述べるまでのことではないと思います。

また、この違法性判断について、損害賠償と差止では、要求される違法性の程度が異なることも、今では当然のように考えられています。

私どもは、この判断枠組みによって、まず、控訴人らの主張する権利が、人格権としての権利性を有する権利であるかという判断がなされ、権利性が認められれば、その権利を侵害する行為の違法性の有無について判断がなされると理解しています。

その際、控訴人らの主張する権利に、人格権としての権利性が認められるか否かについては、控訴人らの請求が損害賠償であるか差し止め訴訟であるかは関係ありません。それは、法的保護に値する権利か否かの判断を左右する要素ではないからです。

そして、控訴人らの主張する権利は、法理論およびこれまでの判例・裁判例からすると人格権として憲法上当然に認められた権利であり、法的保護の対象となる権利ですので、差止請求が認められるか否かは、当然に、侵害行為の違法性の判断によるのだと考えています。

3 しかしながら、一審判決は、不思議なことに、控訴人らが人格権たる権利を主張していることを認めながら、「差止めを求め得る私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められない」と判示しています。

これは一体どういうことでしょうか。控訴理由書でも主張しましたが、一審裁判所は、控訴人らの主張する権利を人格権ではないと判断したのか、人格権が差止請求の根拠となる権利であることを否定したのでしょうか。それとも、権利性の判断に違法性の判断枠組みである受忍限度論

的な考え方をういたのでしょうか。いずれにしても、これまでの法理論、判例理論から逸脱した判断をされたとしかいえません。

- 4 何度も申し上げますが、控訴人らが主張している権利は、人格権です。その具体的内容は、「自己が選択した土地で継続的かつ平穩に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利」です。この権利は、人格権であり、基本的人権として認められることを法理論から主張しておりますし、数多の裁判例においても認められていることを主張しております。

本来、人は、生活の本拠において生まれ育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとのかかわりあいにおいて人格を形成し、幸福を追求していくという人の全人格的な生活をおくる権利があるはずです。

そして、控訴人らは、本件工事によって現在の居住地を奪われますが、その意味するところは、自身が生活の本拠として生まれ育ち、住み続けたいと選択した土地で生活することを奪われ、それまでの生業や生活環境、地域コミュニティとの関わりあいを奪われ、人格を形成し幸福を追求してゆくという全人格的な生活が奪われるということです。

控訴人らの主張する権利について、不明確であるという指摘も当たりません。

- 5 一審判決を読む限り、一審裁判所は控訴人らの主張する権利について適切に理解せず、また、民事差止請求の判断枠組みを逸脱し、侵害行為の違法性の判断を放棄したとしか解せません。

本控訴審では、少なくとも控訴人らの主張する権利について適正に評価していただき、侵害行為の違法性について改めてご判断いただくことを切望いたします。

以上